

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書 (概要)

1. 総単位数の見直しについて

(1) 総単位数の見直し

高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムなど、理学療法士、作業療法士を取り巻く環境の変化への対応や、臨床実習の拡充などによる質の高い理学療法士、作業療法士を育成するため、総単位数を以下のとおり見直す。

- ・理学療法士（PT） 93単位以上から101単位以上へ引上げ
- ・作業療法士（OT） 93単位以上から101単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・臨床実習の拡充（PT：18→20単位、OT：18→22単位）
- ・職場管理、職業倫理などに関する理学療法管理学、作業療法管理学の追加
- ・安全かつ効果的な理学療法、作業療法を提供するために、画像評価を必修化など

(2) 最低履修時間数の設定

現在、最低履修時間数の設定はなく、各養成施設において履修時間数に差があることから、新たに最低履修時間数を設定する。

- ・理学療法士 3,120時間以上
- ・作業療法士 3,150時間以上

(3) 臨床実習の1単位の時間数の見直し

臨床実習時間外での学修を考慮し、臨床実習の1単位の時間数を、「1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内」に見直す。

2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習施設の要件

臨床実習施設の要件を以下のとおり見直し、養成施設は一定の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましい等の努力規定を追加する。

(臨床実習施設の要件)

指定規則に定める臨床実習については、実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。

(2) 臨床実習指導者の要件

実習指導者は、理学療法、作業療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会等を修了した者とする。

(3) 実習生に対する臨床実習指導者数

見学実習及び主たる実習施設での実習については、実習施設における実習人員と実習指導者数の対比が2対1程度でなくても可能とする。

(4) 臨床実習の構成、方法等

臨床実習の構成は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成することとし、評価実習、総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいとする努力規定等を追加する。

(臨床実習において学生が実施できる行為)

臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において心身の侵襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。

なお、上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

3. 専任教員の見直しについて

(1) 専任教員の要件

専任教員は、理学療法士、作業療法士として5年以上業務に従事した者で、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者等と見直す。

ただし、大学又は大学院において4単位以上の教育に関する科目を履修して卒業した者は、理学療法士、作業療法士として5年又は3年以上業務に従事していれば専任教員になることができるとする。

また、専任教員の定義を明確化し、専任教員も臨床能力の向上に努めるよう規定する。

(2) 実習調整者の配置

臨床実習の質の向上を図るため、養成施設は実習調整者を1名配置するよう見直す。

4. その他について

(1) 第三者による外部評価

養成施設の質の確保を図るため、第三者による評価を受け、その結果を公表することを義務づける。

(2) 養成施設において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成施設において備える必要がある備品等を見直す。

(3) 適用時期、経過措置

平成32年4月の入学生から適用

専任教員の経過措置は2年間

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等
改善検討会報告書

平成29年12月25日

目 次

第1	はじめに	1
第2	総単位数の見直しについて	2
1.	基本的考え方	2
2.	改正の内容	3
第3	臨床実習の在り方について	6
1.	基本的考え方	6
2.	改正の内容	6
第4	専任教員の要件について	9
1.	基本的考え方	9
2.	改正の内容	9
第5	その他について	10
1.	基本的考え方	10
2.	改正の内容	10
第6	適用時期について	11
第7	今後の課題	11
第8	おわりに	12

(参考) 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会

・ 構成員名簿	14
・ 検討会開催状況	14

第1 はじめに

理学療法士及び作業療法士の学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（昭和41年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。

指定規則については、平成11年に教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われていない。

その後、学校養成施設は大幅に増加しており、平成29年度（4月現在）において、理学療法士の学校養成施設は、全国256施設の定員数は約1万4千2百人であり、平成11年度（4月現在：施設数107施設、定員数約3千6百人）と比べ、約3.9倍の増加、作業療法士の学校養成施設は、全国192施設の定員数は約7千7百人であり、平成11年度（4月現在：施設数97施設、定員数約3千百人）と比べ、約2.5倍の増加となっている。

また、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築などにより、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が変化している。

これら理学療法士及び作業療法士を取り巻く環境の変化に対応するため、学校養成施設の教育内容の見直しや、臨床実習の充実等による理学療法士及び作業療法士の質の向上が求められている。

さらに、臨床実習については、その実施方法や評価方法などが、学校養成施設や臨床実習施設によって様々であることや、臨床実習時間外に恒常的な課題を行うなど学生にとっても大きな負担となっていることから、理学療法士及び作業療法士の質の向上のため、臨床実習の在り方を見直すことや、学校養成施設や臨床実習施設における教育の質の向上についても求められている。

このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い理学療法士及び作業療法士を養成することを目的として、学校養成施設、学生、卒業生

及び臨床実習指導者に対するアンケートにより実態の把握を行い、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの指定規則の改正も含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで5回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

第2 総単位数の見直しについて

1. 基本的考え方

理学療法士及び作業療法士を取り巻く環境の変化に伴い、理学療法士及び作業療法士の養成に必要な教育内容や単位数、最低限の履修時間数等について検討を行った。

(1) 総単位数の見直しについて

総単位数の見直しに当たっては、現行の93単位数に、新たに必要な教育内容（単位数）を加えた。

(2) 最低履修時間数について

単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例によるとされているが、最低履修時間は現在設定されていない。**1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており**、授業時間数は、例えば講義及び演習については15時間から30時間の範囲で授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めるとされている。

単位制になる平成11年以前の履修時間数については、理学療法士は2,990時間以上、作業療法士は3,020時間以上であった。

しかし、今回行った学校養成施設に対するアンケートでは、平均は理学療法士が3,220時間、作業療法士が3,307時間であるが、3,000時間未満の学校養成施設が、理学療法士は33.0%、作業療法士は26.6%あり、学校養成施設によって履修時間数に差が生じている。

これにより養成される理学療法士及び作業療法士の資質にも差が生じる恐れがあることから、養成施設に新たに最低履修時間数を設定することとし、最低履修時間数は今回行ったアンケートに基づく各学校養成施設の実態等を参考に検討を行った。

(3) 臨床実習の1単位の時間数について

養成施設における臨床実習の1単位の時間数については、45時間の実習をもって構成することとされているが、今回行ったアンケートにおいて、臨床実習期間中は多くの学生が臨床実習外に学修を行っていることから、**臨床実習外における学修を考慮して時間数の検討を行った。**

2. 改正の内容

(1) 総単位数の見直しについて

総単位数は、現行の93単位に必要な教育内容を追加し、101単位以上とする。また、見直しに併せて、各学校養成施設で必ず教育すべき内容を追加する。

見直しの内容は以下のとおりであり、教育内容及び単位数は別添1 [指定規則]、教育の目標は別添2 [ガイドライン] のとおりとする。

(理学療法士、作業療法士共通)

基礎分野 現行：14単位 → 見直し：14単位

① 教育内容に「社会の理解」を追加

理学療法士、作業療法士は患者・利用者等と密接に関わることから、患者・利用者等との良好な人間関係を構築するために必要な、**人間関係論、コミュニケーション論等を含む「社会の理解」**を教育内容に追加する。

専門基礎分野 現行：26単位 → 見直し：30単位

① 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

現行：12単位 → 見直し：14単位

高度化する医療ニーズに対応し、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に則した理学療法、作業療法を実践するためには、栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学、予防等の基礎知識が必要なことから、**「栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎」**を必修化し、2単位追加する。

② 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

現行：2単位 → 見直し：4単位

地域包括ケアシステムの強化（医療・介護連携の推進及び地域共生社会の実現に向けた取組の推進等）には、**自立支援や就労支援等を含むリハビリテーションの理念や、地域包括ケアシステムを理解し、多職種と連携することが必要なことから、「リ**

ハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む）」、「地域包括ケアシステム」、「多職種連携の理解」を必修化し、2単位追加する。

(理学療法士)

専門分野 現 行：53単位 → 見直し：57単位

- ① 理学療法管理学 現 行： 1単位 → 見直し： 2単位
より質の高い理学療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・介護保険制度を含む。）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、理学療法倫理、理学療法教育についての理解を深める必要があることから、教育内容に「理学療法管理学」を新設し、「職場管理（教育を含む。）」、「職業倫理」を必修化する。
- ② 理学療法評価学 現 行： 5単位 → 見直し： 6単位
理学療法対象疾患は多様化していることから、より安全かつ効果的な理学療法を提供できるように、「画像評価」を必修化し、1単位追加する。
- ③ 「喀痰等の吸引」の必修化（理学療法治療学）
「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日付け医政発0430第1号厚生労働省医政局長通知）による業務内容の明確化に対応するため、「喀痰等の吸引」を必修化する。
- ④ 地域理学療法学 現 行： 4単位 → 見直し： 3単位
現在、「地域理学療法学」で教育されている、「地域理学療法に関する演習・実習」を「臨床実習」へ移行し、1単位減とする。
- ⑤ 臨床実習 現 行：18単位 → 見直し：20単位
高度・専門化、多様化する保健・医療・福祉・介護等のニーズに対応するため、臨床現場における実践を通じて、基本的理学療法技術の修得を図り、地域包括ケアシステムの強化に資する高度医療人材を養成することを目的に2単位追加する。
また、臨床実習の質向上を図るために、「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」を必修化する。

(作業療法士)

専門分野 現 行：53単位 → 見直し：57単位

- ① 基礎作業療法学 現 行： 6単位 → 見直し： 5単位

現在、「基礎作業療法学」で教育されている、人権擁護や作業療法倫理、職場管理を「作業療法管理学」に移行し、1単位減とする。

- ② 作業療法管理学 現行：1単位 → 見直し：2単位
より質の高い作業療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・介護保険制度を含む。）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、作業療法倫理、作業療法教育についての理解を深める必要があることから、教育内容に「作業療法管理学」を新設し、「職場管理（教育を含む。）」、「職業倫理」を必修化する。
- ③ 「画像評価」の必修化（作業療法評価学）
作業療法対象疾患は多様化していることから、より安全かつ効果的な作業療法を提供できるように、「画像評価」を必修化する。
- ④ 作業療法治療学 現行：20単位 → 見直し：19単位
「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日付け医政発0430第1号厚生労働省医政局長通知）による業務内容の明確化に対応するため、「喀痰等の吸引」を必修化する。
また、現在、「作業療法治療学」で教育されている、地域包括ケアシステム等を「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」に移行し、1単位減とする。
- ⑤ 臨床実習 現行：18単位 → 見直し：22単位
作業療法士教育の国際基準である「世界作業療法士連盟教育の最低基準」の要件を満たす必要があること、また、高度・専門化、多様化する保健・医療・福祉・介護・職業等のニーズに対応するため、臨床現場における実践を通じて、基本的作業療法技術の修得を図り、地域包括ケアシステムの強化に資する高度医療人材を養成することを目的に4単位追加する。
また、臨床実習の質向上を図るために、「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」を必修化する。

（2）最低履修時間数について

最低履修時間数として、理学療法士は3, 120時間、作業療法士は3, 150を設定する [ガイドライン]。

(3) 臨床実習の1単位の時間数について

臨床実習の1単位の時間数については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とする〔ガイドライン〕。

第3 臨床実習の在り方について

1. 基本的考え方

臨床実習については、臨床実習の質の向上を図るため、臨床実習施設及び臨床実習指導者の要件等について検討を行った。

また、冒頭で述べたアンケートについては、特に臨床実習の実態を把握するため、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会にも協力をいただき、学校養成施設、学生、卒業生、臨床実習指導者と幅広くアンケートを行ったものであり、その結果を踏まえ、臨床実習の構成や方法、臨床実習において実習生が実施可能な行為など、臨床実習の在り方について検討した。

2. 改正の内容

(1) 臨床実習施設の要件について

臨床実習施設の要件は、以下のとおりとする。〔指定規則〕

(臨床実習施設の要件)

指定規則に定める臨床実習については、実習時間（理学療法士：20単位、作業療法士：22単位）の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。

ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。

また、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。

また、養成施設は以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましい。〔ガイドライン〕

(主たる実習施設の要件)

- ・ 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と**同等の連携が**図られていること。
- ・ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、**実習効果を高めるため討議室**が設けられていること。
- ・ 実習生が閲覧可能な専門図書(電子書籍でも可)を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。
- ・ 原則として養成施設に近接していること。
- ・ 理学療法士、作業療法士の**継続的な教育が計画的**に実施されていること。
- ・ 複数の症例が経験でき、**診療参加型による臨床実習**が行われていること。
- ・ 臨床実習指導者のうち1人は、**厚生労働省が指定した専任教員養成講習会(仮称)**を修了した者、又はこれと**同等以上の知識及び経験**を有する者であること。

さらに、養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、**介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等**を適宜含めるよう努めなければならない。[ガイドライン]

(2) 臨床実習指導者の要件について

臨床実習指導者の要件は以下のとおりとし、見学実習については、養成施設の教員を、臨床実習指導者とすることができる。[ガイドライン]

(臨床実習指導者の要件)

実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた**後5年以上業務に従事した者**であり、かつ、次のいずれかの講習会を修了した者とする。

- ・ **厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会**
- ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
- ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

なお、臨床実習指導者講習会について厚生労働省の定める基準は、別添3に定める内容とすることが望ましい。

(3) 実習生に対する臨床実習指導者数について

現在、実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいとされているが、見学実習及び主たる実習施設においては、この限りではない [ガイドライン]。

(4) 臨床実習の構成、方法等について

臨床実習の構成については、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成する [ガイドライン]。

見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする [ガイドライン]。

臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましい [ガイドライン]。

臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましい [ガイドライン]。

臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましい [ガイドライン]。

(5) 臨床実習において学生が実施できる行為について

臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において心身の侵襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。

なお、上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

第4 専任教員の要件について

1. 基本的考え方

教員の質の向上を図るため、専任教員の要件や、専任教員の定義を明確化することについて検討を行った。

また、臨床実習の質の向上を図るための実習調整者の配置、総単位数の見直しに伴う専任教員の人数、専任教員の担当授業時間数について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 専任教員の要件の見直し、専任教員の定義の明確化等について

専任教員の要件は、以下のとおりとする [指定規則]。

(専任教員の要件)

理学療法士・作業療法士である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。

- ・ 理学療法士・作業療法士として5年以上業務に従事した者。
- ・ 厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又は理学療法士・作業療法士の教育に関し、これと同等以上の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。

ただし、理学療法士又は作業療法士として5年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目的、心身の発達と学修の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業した者又は理学療法士・作業療法士として3年以上業務に従事した者で、大学院において教育に関する科目を履修した者は、これにかかわらず専任教員となることができる。

なお、専任教員養成講習会について厚生労働省の定める基準は、別添4に定める内容とすることが望ましい。

また、専任教員の定義を以下のとおり明確化するとともに、カリキュラム等の見直し及び臨床実習の拡充に伴い、専任教員についても臨床能力の向上が求められることから、専任教員も、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする [ガイドライン]。

(専任教員の定義)

- ・ 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。
- ・ 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

(2) 実習調整者の配置について

臨床実習の質の向上を図るため、養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実習調整者)として、専任教員から1名以上配置することとする [ガイドライン]。

第5 その他について

1. 基本的考え方

(1) 第三者による外部評価について

養成施設の質の確保を図るため、第三者による外部評価を義務付けることについて検討を行った。

(2) 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、養成施設において備えるべき備品等について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 第三者による外部評価について

養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表する [ガイドライン]。

(2) 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、実習室は以下のとおり見直し、機械器具等は別添5のとおり見直す [ガイドライン]。

(理学療法士、作業療法士共通)

- ・ 実習室のうち、装具加工室を補装具室とする。

(作業療法士)

- ・ 実習室として、木工室、金工室、陶工室、織物室、手工芸室、絵画室を設置することとなっているが、これを各種作業活動が実

施可能な基礎作業実習室を3室以上、評価実習室、治療実習室を設置とし、また、日常動作訓練室を日常生活活動訓練室とする。

第6 適用時期について

今回の見直しについては、理学療法士及び作業療法士を取り巻く環境の変化等に伴い、早急に対応する必要性を踏まえつつ、学校養成施設における体制整備及び学生募集などを考慮し、平成32年4月の入学生から適用することが適当と考える。

また、専任教員養成講習会の受講など専任教員の要件の見直しについては、新たな講習会の体制整備等を考慮し、カリキュラム適用から2年程度の経過措置を設けることが適当である。

第7 今後の課題

今回の見直しについては、質の高い理学療法士、作業療法士を養成するため大幅な見直しを行うものであり、新カリキュラムの適用がされた以降、当該見直しによる理学療法士、作業療法士の質の向上等について検証することが必要と考える。

冒頭でも述べたが平成11年の前回改正から約18年経過しており、その間に理学療法士、作業療法士を取り巻く環境も大きく変化している。今後も高齢化の進展等に伴い理学療法士、作業療法士に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目処として、新たな見直しの必要性についての検討を行うことが望まれる。

専任教員の人数及び専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数についても、今回の見直しによる影響等を踏まえた検討が必要であることから、上記の検証も踏まえて検討を行うことが望まれる。

臨床実習前の評価、臨床実習後の評価及び臨床実習において学生が実施できる範囲については、その評価の実施方法や実施可能な行為が全国で統一されることが望ましいことから、将来的には全国統一の評価方法等についての検討が必要である。

今回、段階的な見直しが必要なものとして、多くの努力規定を追加したところであるが、養成施設が主たる臨床実習施設を確保すること、臨床実習施設に更衣室等の必要な設備が備えられていること、実習生が診療チームの一員として加わる診療参加型の臨床実習を行うこと、学生が臨床実習において様々な職場を体験することや多様な疾患を経験することについては、将来的には、全ての学校養成施設において実施されるべきものであることから、積極的に学校養成施設が実施することが望まれる。

専任教員の要件の見直しにおいて、もっと長期間の専任教員講習会の受講を義務化するべきとの意見もあったが、段階的に見直しを行うこととしたものであり、**将来的には専任教員に必要な教育内容を充実していく必要がある**。また、**継続的に専任教員の質の向上を図っていく必要がある**ことから、**各学校養成施設は、教育に関する講習会等を受講したことのない専任教員についても、新たな専任教員講習会を受講させるなど、専任教員の質の向上に努めて頂きたい**。なお、専任教員講習会を実施する者は、通信教育の活用など受講しやすい仕組みを検討して頂きたい。

また、理学療法士及び作業療法士の**養成期間**について、現在の3年以上から4年以上に見直すべきとの意見があり、今回の見直しによる影響、医療職全体のバランス、**リハビリテーションに関する国際的な教育水準等も踏まえた検討が必要**と考えられる。

今回の検討のために行ったアンケートにおいては、臨床実習において実習時間外での課題が恒常的に与えられるなどにより、実習生の負担となっている実態が明らかになった。**今回の見直しが適切に実行されるためにも、都道府県等における適切な指導をお願いしたい**。

第8 おわりに

本報告の内容は、理学療法士及び作業療法士の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、**いずれも早急に実施されることが必要である**。行政は本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手される事を期待する。

最後に、理学療法士又は作業療法士になるためには、学校養成施設において理学療法又は作業療法に関する知識及び技能を習得し、国家試験に合格する必要がある。

しかしながら、学校養成施設においては、国家試験に合格することのみに重点を置くのではなく、全ての学校養成施設が将来の理学療法士又は作業療法士として活躍できる人材の養成に重点を置き、それぞれ特色のある教育を行うことを期待する。

(参 考)

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会構成員名簿

池田 由美	首都大学東京健康福祉学部 准教授
澤潟 昌樹	在宅総合ケアセンター元浅草 副センター長
釜范 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
才藤 栄一	藤田保健衛生大学 統括副学長 (一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 理事長)
高木 邦格	一般社団法人全国リハビリテーション学校協会 理事長
高畑 進一	大阪府立大学地域保健学域総合リハビリテーション学類 教授
中村 春基	一般社団法人日本作業療法士協会 会長
半田 一登	公益社団法人日本理学療法士協会 会長
○ 福島 統	東京慈恵会医科大学 教育センター長
水間 正澄	医療法人社団輝生会 常務理事
山田 千鶴子	社会医学技術学院 学院長
横田 一彦	東京大学医学部附属病院リハビリテーション部 技師長

※○は座長 (五十音順、敬称略)

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催状況

第1回	平成29年 6月26日	理学療法士、作業療法士学校養成施設の現状と課題について
第2回	9月 6日	カリキュラム等の改善について
第3回	10月30日	カリキュラム等の改善について
第4回	11月22日	カリキュラム等の改善について
第5回	12月25日	報告書(案)について

教育内容、単位数 [理学療法士学校養成施設（指定規則第2条第1項関係）]

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	14	
	人間と生活		
	社会の理解		
	人体の構造と機能及び心身の発達		
専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎を含む。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、地域包括ケアシステム、多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎理学療法学	6	
	理学療法管理学	2	職場管理（教育を含む。）、職業倫理を含む。
	理学療法評価学	6	画像評価を含む。
	理学療法治療学	20	喀痰等の吸引を含む。
	地域理学療法学	3	
	臨床実習	20	臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単元以上行うこと。
	合計	101	

教育内容、単位数 [理学療法士学校養成施設（指定規則第2条第2項関係）]

教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎理学療法学	6	
	理学療法管理学	2	職場管理（教育を含む。）、職業倫理を含む。
	理学療法評価学	6	画像評価を含む。
	理学療法治療学	20	喀痰等の吸引を含む。
	地域理学療法学	3	
	臨床実習	20	臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。
選択必修分野	9	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	
合計	66		

教育内容、単位数 [作業療法士学校養成施設（指定規則第3条第1項関係）]

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	14	
	人間と生活		
	社会の理解		
	人体の構造と機能及び心身の発達		
専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎を含む。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、地域包括ケアシステム、多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎作業療法学	5	
	作業療法管理学	2	職場管理（教育を含む。）、職業倫理を含む。
	作業療法評価学	5	画像評価を含む。
	作業療法治療学	19	喀痰等の吸引を含む。
	地域作業療法学	4	
	臨床実習	22	臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。
	合計	101	

教育内容、単位数 [作業療法士学校養成施設（指定規則第3条第2項関係）]

教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎作業療法学	5	
	作業療法管理学	2	職場管理（教育を含む。）、職業倫理を含む。
	作業療法評価学	5	画像評価を含む。
	作業療法治療学	19	喀痰等の吸引を含む。
	地域作業療法学	4	
	臨床実習	22	臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。
選択必修分野	9	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	
合計	66		

教育の目標 [理学療法士養成施設]

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。 健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。 国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士・作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	
(小計)	(30)		
専門分野	基礎理学療法学	6	系統的な理学療法を構築できるよう、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。 医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。 理学療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。 保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。 患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。 社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	理学療法管理学	2	
	理学療法評価学	6	
	理学療法治療学	20	
	地域理学療法学	3	
	臨床実習	20	
(小計)	(57)		
合計		101	

教育の目標 [作業療法士養成施設]

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。 健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。 国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士・作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	
	(小計)	(30)	
専門分野	基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。 医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。 作業療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。 保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。 患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を習得し、課題解決能力を培う。 社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	作業療法管理学	2	
	作業療法評価学	5	
	作業療法治療学	19	
	地域作業療法学	4	
	臨床実習	22	
	(小計)	(57)	
合計		101	

臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
 - ※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

- ※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士

4. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 理学療法士、作業療法士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとりたものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要（グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。）

専任教員養成講習会の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

(1) 講習会主催責任者 1名以上

※ 講習会を主催する責任者

※ (2)との兼務も可

(2) 講習会企画責任者 1名以上

※ 企画、運営、進行等を行う責任者

(3) 講師

※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者

※ 理学療法士、作業療法士の専任教員として5年以上の経験を有する者

2. 講習会の開催期間

講習は、17単位（360時間）以上であること。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士

4. 講習会における教育内容

次の教育内容及び目標を標準とすること。

5. その他の要件

① 一回当たりの参加者数が50名程度であること

② 大学等において既に履修した科目については、免除することができること。

③ eラーニングにより実施する場合には、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要

教育内容及び目標

区分	教育内容	目 標	単位数	時間数	備 考
基礎分野	教育の役割	現代社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30	発達障害を含む
	医療社会福祉制度	現行の法律や制度を学ぶ			
	理学療法士、作業療法士の職域	理学療法士、作業療法士の職域について学ぶ			
	初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ			
	青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ			
教育基礎分野	教育原理	教育の本質を学ぶ	4	60	
	教育心理学	学習理論・学習モデル・発達心理等を学ぶ			
	教授方法	授業目的に合わせた教授方法を学ぶ			
	教育評価	評価の目的や種類を学ぶ			
教育方法各論	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120	模擬授業を含む
	授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする			
	授業評価	授業の評価を学ぶ			
	成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする			
臨床実習教育	実習の種類と方法	診療参加型臨床実習の考え方と方法を学ぶ	2	60	
	指導の方法	行動を変えるための指導方法を学ぶ			
	評価の基準	実習に使われる評価方法を学ぶ			
	指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ			
研究方法	研究法	研究の種類と設計の要点を学ぶ	1	30	
	統計学	デザインに合わせた統計手法を学ぶ			
	研究法演習	研究のデザインについて学ぶ			
管理と運営	リハビリテーション理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60	ハラスメントを含む。
	関連法規	コンプライアンス、労務管理の考え方などを理解する			
	職種間連携	対象者中心のリハビリテーションのために職種間の連携について理解する			
	人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行のために人間関係論を学ぶ			
合 計			17	360	

機械器具 [理学療法士養成施設]

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む
血圧計	2人で1	各種（自動測定を含む）
聴診器	2人で1	
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む
スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（AT）などの分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1	
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	20人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	20人で1	
AED	1	
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム
重心動揺分析装置一式	1	
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1	
床反力計一式	1	
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
表面温度計	10人で1	
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		身長計、体重計等
メジャー	2人で1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
ハンドヘルドダイナモメータ	20人で1	
知覚検査一式	10人で1	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
肺活量計	5人で1	
筋機能解析装置	1	

品名	数量	備考
起立訓練ベッド	1	
姿勢鏡	1	
バランスボード	1	
平行棒	1種	
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
杖	6種	各種、高さ等の調整が可能なものを含む
プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm
体位排痰訓練台	1	
マット	2人で1	
バルーン	6種	小児・大人用 大・中・小各1
メディスンボール一式	3種	
ロール	3種	大・中・小各1
三角マット	3種	大・中・小各1
プッシュアップ台	6種	6段階の高さ各1
重スイバンド	各種2セット	
砂袋	各種2セット	
鉄亜鈴	各種2セット	
滑車	4人で1	
肋木	1	
ローラーチェアー	10人で1	
足関節矯正用ウェッジ式	1	角度20、15、10、5度各一對
バイオフィードバック機器	1	
弾性包帯各種一式	5人で1	
歩行介助用ベルト	10人で1	
高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm
ホットパック	各3	大・中・小・頰椎用
ホットパック加温器	1	
パラフィン加温器	1	
極超短波治療器	1	
超短波治療費	1	
超音波治療器	1	
光線療法治療機器	1	
レーザー治療器	1	
コールドパック	4人で1	
バイブレーター	20人で1	
電気刺激治療器	4種	
頰椎けん引装置	1	
腰椎けん引装置	1	
バネ秤	1	
保護眼鏡	1	
水温計	4	
部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1
渦流浴装置	1	
気泡浴装置	1	

品名	数量	備考
極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可
電気洗濯機	1	
調理道具一式	1	
改造衣類一式	1	
ラップボード	3	各種
ポータブル便器	3種	
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可）
車椅子用クッション	3種	
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
腕可動支持器	20人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む
四肢の断端モデル	各種1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
義手及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
装具・スプリント及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
体圧計測装置	2	全身臥床用、座位用各1
ポジショニング用クッション一式	1	
座位保持装置一式	1	
装具・スプリント等製作用具一式	10人で1	
作業台	10人で1	
視聴覚教材各種	各1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
（注）各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

機械器具 [作業療法士養成施設]

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む
血圧計	2人で1	各種（自動測定を含む）
聴診器	2人で1	
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む
スパイロメーター	20人で1	記録表示・印刷可能なもの
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（AT）などの分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1	
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	20人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	20人で1	
AED	1	
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム
重心動揺分析装置一式	1	
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1	
床反力計一式	1	
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
表面温度計	10人で1	
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		身長計、体重計等
メジャー	1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
知覚検査一式	10人で1	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
木工台	4人で1	陶工、革細工共用可
木工		
電動ボール盤	1	

品名	数量	備考
手動式木工用具一式	4人で1	各種
電動木工用具一式	4人で1	各種
陶工		
陶工用小道具一式	4人で1	
絵つけ用用具一式	4人で1	
革細工		
革細工用具一式	4人で1	
絵画		
絵画用具一式	4人で1	
作業台	4人で1	七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸共用可
※以下の七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸のうち2種以上を整備すること		
七宝焼き		
七宝用具一式	4人で1	
金工		
金工用具一式	4人で1	
織物		
卓上織機一式	4人で1	
モザイク		
モザイク用具一式	4人で1	
園芸		
園芸用具一式	4人で1	
上肢機能検査器具	10人で1	3種
視野計	1	
フリッカー	10人で1	
発達検査器具	10人で1	3種以上
認知検査器具	10人で1	3種以上、高次脳機能検査を含む
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む
砂袋一式	10人で1	各種
バイオフィードバック機器	10人で1	
姿勢鏡	1	
作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等
スポーツ用具一式	1	各種
娯楽用ゲーム一式	1	各種
運動遊具一式	10人で1	各種
玩具一式	10人で1	各種
実習モデル人形	10人で1	小児
障害者用パーソナルコンピュー	各種	意思伝達の入出力装置を含む
義手		
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む

品名	数量	備考
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用	1	完成用部品を含む
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手義手・能動式	1	完成用部品を含む
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手部義手	1	完成用部品を含む
手指義手	1	完成用部品を含む
作業用義手	1	完成用部品を含む
但し各部品の共用は可		
義手チェックアウト用具一式	4人で1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等
スプリント製作用具一式	4人で1	電熱器、ヒートガンを含む
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
日常家具一式	1	
冷蔵庫	1	
洗濯機	1	
電動式ベッド	1	3モーター式
電話機	1種	
調理道具一式	10人で1	
改造衣類一式	10人で1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	
ポータブル便器	3種	各種
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種以上	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可）
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	据え置き式、床走行式等
杖	6種	各種
歩行器	5種	各種、歩行車を含む

品名	数量	備考
台所ユニット（車椅子用）	1	シャワーチェア、手摺りを含む CADソフトで代用可 厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス検査等
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2種	
製図用具一式	4人で1	
職業適性検査	2種以上	
視聴覚教材	各種	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
（注）各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本		
全身組立	10人で1	
全身個別	4人で1	
人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型	1	
血管系模型	1	
脳模型	1	
脊髓横断模型	1	
末梢神経系模型	1	
感覚器模型		
聴覚模型	1	
視覚模型	1	
関節種類模型	1	
筋模型		
上肢	2	
下肢	2	